

---

# 「秦野市バイオマス産業都市構想」 に関する策定方針について

---

バイオマス（資源）とは、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。（木質、家畜糞便、食品残渣、下水道汚泥など）

# バイオマス産業都市構想の概要

1. バイオマス産業都市とは、**経済性が確保**された一貫システムを構築し、**地域の特色を生かしたバイオマス産業**を軸とした**環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す**地域であり、関係7府省が共同で選定するもの。（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）
2. 選定のメリット：関係府省の施策の活用、各種制度・規制面の相談・助言など、関係府省の支援を受けられる。なお、施策の活用（補助金等）にあたっては、別途所管府省の審査・採択が必要とされる。
3. 構想の策定にあたっては、**期間内に具体化する事業化プロジェクトが必要**とされ、直近年度5年以内、10年以内に具体化する取組を記載する。
4. 選定は年1回。（過去に神奈川県内の選定都市はない）

## 目的と目指す姿

### 1. 目的

**森林資源が市域の53%**を占める本市の地域特性を生かすとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、**経済性が確保された一貫システムと、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした地域循環共生圏※**の理念を踏まえたシステムによる環境にやさしく災害に強いまちづくりを目的としています。

※地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。農山漁村も都市も活かす我が国の地域活力を最大限に発揮する構想

### 2. 目指す姿

地域特性を生かした「**多品種少量の都市近郊型バイオマス産業都市**」

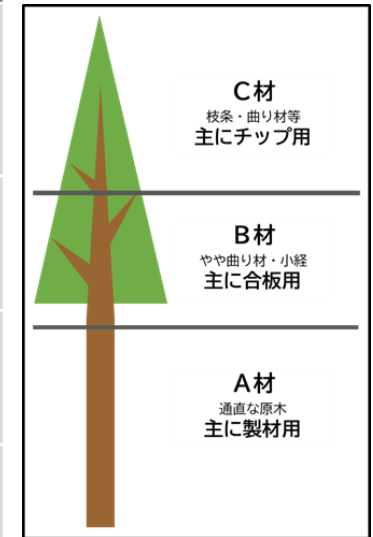
# 構想のコンセプトと5つの基本方針

## 1. 構想のコンセプト

目指す姿を実現するため、バイオマス資源を“木材そのもの”による「製品利用」と、“発電等”による「エネルギー利用」の両軸に据え、かつ市民及び事業者への波及、研究・開発にも寄与する活用方法等について、次の5つの基本方針を定めます。

## 2. 5つの基本方針

基本方針の項目	事業概要
① 秦野産木材の活用	県内でも最大規模の木材搬出量（A・B材※）を誇る本市林業について、木材を「製品利用（＝バイオマス）」と捉えた新たな側面を加えることにより、秦野産木材の好循環サイクルを持続可能なものとする、体力及び魅力の向上を図る。
② 木質未利用材の活用	DIY等への利用など、①に満たないC材※等による「製品利用」と、小規模燃料用の薪やチップの製造といった、あくまで余剰分の位置付けとする「エネルギー利用」の活用を図る。
③ 再生可能エネルギーの活用	有機物（生ごみ・下水道汚泥・木質未利用材・建設廃材等）を原料としたバイオマス発電事業などの「エネルギー利用」については、民間活力等の積極的な導入を図る。
④ 堆肥化（既存事業の拡充）の促進	家庭系生ごみの堆肥化、有機肥料の製造・販売、畜産糞便の堆肥化など、市民や事業者による取組の促進を図る。
⑤ 産学公民連携の推進	バイオマスに関する研究・開発などに対するイノベーションへの支援、関連した環境教育の拡充、さらには、工作体験や関連施設の見学といった新たなアクティビティの確立など、市民及び事業者を問わず、環境施策への参画（行動）・資質向上を図る。



【※A・B・C材の区分と用途】

# バイオマス産業都市構想のイメージ図

➤ 番号(①~⑤)は、前ページの「5つの基本方針」の項目番号と一致

